

幼児教育にかかる保育料を無償化します

令和元年10月1日から子育て世帯の負担を軽減するため、幼児教育の無償化を実施します。

無償化の対象

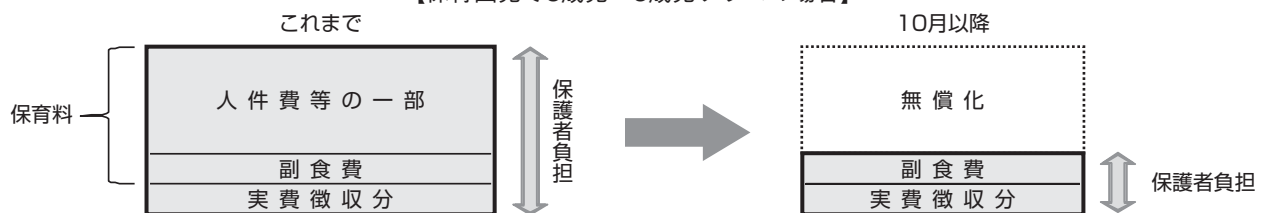
- (1) 保育園、認定こども園（保育園部分）に在籍しており、下記に該当する園児
 - ・ 3歳児～5歳児の園児（3歳児とは平成27年4月2日～平成28年4月1日までに生まれた人のことです。）
 - ・ 0～2歳児で住民税非課税世帯の園児
- (2) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
 - ・ 在園児 ※就園奨励費が支給されている幼稚園は、月額25,700円を上限に無償化します。
- (3) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
保育の必要性があると認定を受け、保育園や認定こども園を利用できない子どもの利用料は、3歳児～5歳児は最大月額37,000円、0～2歳児で住民税非課税世帯は最大月額42,000円まで無償化します。

無償化の対象外

次のものについては、引き続き保護者の皆さまに負担していただきます。

- これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代・おやつ代等）
- 保育料とは別に園に支払っていた費用（給食費、延長保育料、行事代等の実費徴収分）

【保育園児で3歳児～5歳児クラスの場合】



幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育

保育の必要性があると認定を受けた園児のみ、次のとおり利用料を無償化します。

- 3歳児～5歳児：最大月額11,300円まで無償化します。
 - 満3歳児（住民税非課税世帯のみ）：最大月額16,300円まで無償化します。
（満3歳児とは年度途中で3歳になり、幼稚園等に途中入園した園児のことです。）
- ※住民税が課税されている世帯に属する満3歳児は対象外です。

子育て・健康推進課 ☎820-5637

三重県熊野市との友好都市協定締結に向けて

現在、熊野町では三重県熊野市との友好都市協定の締結に向けて協議を行っています。

協定締結の目的

日本には「熊野」という地名は多くありますが、地方公共団体の名称となっているのは「熊野市」と本町だけです。この両市町が、産業、観光、文化・スポーツ、防災など様々な分野で協力し、地域課題の解消や住民間の相互交流などを行うことが目的です。

熊野地方と本町の関わり

農閑期に三重県熊野市を含む吉野・紀州方面に出稼ぎに行き、帰路、筆や墨を買い付け、行商を行っていました。この実績から、広島藩が工芸を推奨し、有馬の職人などから技術を習得して、江戸時代後期以降、筆づくりが盛んになりました。

熊野市と本町のこれまでの交流

- 平成30年 3月 熊野町長が熊野市長を表敬訪問
- 4月 熊野市長来町
- 7月 西日本豪雨災害時に熊野市から物資・人的援助を受ける
- 9月 熊野市長および熊野市会議長が筆まつりに参加
- 平成31年 3月 100周年記念式典に熊野市長参列

これから、12月号まで、熊野市に関する情報を掲載していきます。次回は、熊野市の概要などをご紹介します。

